

平成 30 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第18号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第19号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	3
議案第20号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案第18号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成30年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
たきた こ 滝田 いと子	八戸市私立幼稚園協会 理事
おくやま かずお 奥 山 一夫	八戸市小学校長会 会長
おおつか ひろあき 大塚 弘昭	八戸市中学校長会 会長
いしばし のぶゆき 石橋 伸之	八戸市連合父母と教師の会 会長
みやこ ひろふみ 宮古 博文	八戸市文化協会 事務局次長
たじま としなり 田島 理成	公益社団法人八戸青年会議所 理事長
きむら たかし 木村 孝志	八戸市少年団体活動振興協議会 理事
こすぎ まさひさ 小杉 雅永	八戸市子ども会育成連合会 事務局長
ひらま えみ 平間 恵美	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表理事
でんどう じゅんこ 田頭 順子	認定子ども園轟木保育園 園長
かわむら あきこ 川村 暁子	八戸市手をつなぐ育成会 会長
いわさき みつひろ 岩崎 光宏	八戸市青葉湖展望交流施設 山の楽校 相談役
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	八戸学院大学 教授
はれやま しろう 晴山 史郎	公 募
おおみなみ たかよ 大南 累世	公 募

任期は、平成30年5月1日から平成32年4月30日までとする。

議案第19号

八戸市文化財審議委員の委嘱について
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

平成30年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためものである。

氏 名	専門分野
たかはし あきら 高橋 晃	植 物
みうら ただし 三浦 忠司	近 世
すぎやま たけし 杉山 武	考 古
さいとう まさと 斎藤 政人	建 築
くまかい りゅうじ 熊谷 隆次	近 世
たきじり よしひで 滝尻 善英	民 俗
くどう たけひさ 工藤 竹久	考 古

任期は、平成30年5月1日から平成32年4月30日までとする。

議案第20号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成30年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「105,130円」を「105,290円」に改め、同項第2号中「57,110円」を「57,190円」に改め、同項第3号中「52,570円」を「52,650円」に改め、同項第4号中「28,560円」を「28,600円」に改める。

別表中

6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

を

「

6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>105,290円</u>を超えるときは、<u>105,290円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>57,190円</u>以下である場合に限り。) <u>57,190円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>52,650円</u>を超えるときは、<u>52,650円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,600円</u>以下であるときに限り。) <u>28,600円</u></p>							<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>105,130円</u>を超えるときは、<u>105,130円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>57,110円</u>以下である場合に限り。) <u>57,110円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>52,570円</u>を超えるときは、<u>52,570円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,560円</u>以下であるときに限り。) <u>28,560円</u></p>						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
医師、歯科 医師又は薬 剤師として	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	医師、歯科 医師又は薬 剤師として	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上

改正後							改正前						
の経験年数							の経験年数						
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円	学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
学校薬剤師 の補償基礎 額	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円	学校薬剤師 の補償基礎 額	5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

